

平成 22 年 8 月 3 日

各 位

上場会社名 株式会社 デジタルデザイン
代表者名 代表取締役社長 寺井 和彦
(ヘラクレス市場 銘柄コード 4764)
問い合わせ先 経営管理グループ長 佐藤 真由美
TEL : 06-6363-2322 (代)

上告等に関するお知らせ

当社とスカイピー・コム株式会社(以下、「スカイピー・コム社」)との間で係争中の売買代金返還請求の訴訟について、平成 22 年 7 月 14 日付のリリースでお知らせしましたとおり、大阪高等裁判所において、当社の勝訴判決が言い渡されました。当該判決につきまして、スカイピー・コム社が平成 22 年 7 月 21 日付で最高裁判所に上告及び上告受理申立てが行われたことを平成 22 年 8 月 2 日付で通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告および上告受理申立てがあった年月日及び裁判所
平成 22 年 7 月 21 日 最高裁判所

2. 上告および上告受理申立てをした者
(1) 商 号 : スカイピー・コム株式会社
(2) 所 在 地 : 東京都港区港南四丁目 1 番 6 号
(3) 代表者の氏名 : 代表取締役 金子 海

3. 上告および上告受理申立ての趣旨
(1) 上告について
原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。
(2) 上告受理申立てについて
・本件上告を受理する。
・原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

4. 訴訟の経緯
平成 19 年 7 月 18 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、スカイピー・コム株式会社(以下、「スカイピー・コム社」)が、当社に対し売買契約の解除に基づく原状回復として売買代金の返還を請求していたものにつき、平成 21 年 11 月 27 日付で大阪地方裁判所より、当社がスカイピー・コム社に対して 5 億 9,209 万 5,000 円およびその遅延損害金を支払うことの判決を受けました。

当社は、第 1 審判決の是正を求めるため、大阪高等裁判所に控訴いたしました結果、平成 22 年 7 月 14 日付第 2 審判決により当社の主張が認められ、当社に支払義務はないとの勝訴判決を受けたものであります。

5. 今後の見通しと業績に及ぼす影響
当社は平成 21 年 11 月 27 日の大阪地方裁判所における敗訴判決(第 1 審判決)を受けて、平成 22 年 1 月期決算以降、本件訴額 592 百万円とこれに対する遅延損害金および訴訟費用を加え 718 百万円を訴訟損失引当金繰入額に計上しており、現時点においては、当該提起による業績に与える影響はございません。

なお、最高裁判所においても、大阪高等裁判所の判決は維持されるものと確信しておりますが、今後も当社の主張が認められるよう対応してまいります。

以 上